

【都市計画道路西三国木川線における【自動車駐車場】】についての質問に対する回答

受付日	質問内容	回答
令和7年4月7日	南側隣地の境界はフェンスまでという認識でよいか。	南側隣地との境界は既設フェンスまでです。駐車場施設は既設フェンスの内側で整備してください。
令和7年4月7日	フェンスに事業者の看板プレートの設置は可能か。	駐車場利用者に向けた案内・周知用ポスターや貼り紙等をフェンスの内側に向けて掲示することは問題ございません。フェンスの外側に向けての掲示物は自家用広告物の範囲に限ります。なおフェンスの内外問わず、駐車場利用と関係ない商業広告等の掲示は認めておりません。
令和7年4月7日	現事業者撤退時に残置物はあるか。 残置物がある場合の撤去費用は新事業者負担か。	残置物は、車室ライン・南側隣地との境界付近に敷設されたコンクリート、埋設配管・ループコイルがあります。 このうちコンクリート以外は撤去可能ですが、費用は新事業者負担となります。
令和7年4月7日	敷地内への自販機設置は可能か。	清涼飲料水等の駐車場運営と関係のない自動販売機の設置は認めておりません。
令和7年6月2日	駐車場料金体系について、事業者の判断、タイミングで料金の変更を実施しても問題ないか。	問題ございません。
令和7年6月2日	場内車室にカーシェアリングの設置・運営は問題ないか。	カーシェアリングの設置・運営は、道路の機能または道路交通環境の維持を図るために駐車場運営を認める趣旨から外れてしまうため認められません。
令和7年6月2日	前事業者の収支状況の開示は可能か。	前事業者の収支状況の開示は出来ません。